宇都宮市障がい者福祉センター　臨時職員の雇用条件

（令和８年１０月）

１	身　　分	社会福祉法人　宇都宮市社会福祉協議会　臨時職員
２	雇用資格	不問
３	勤務場所	宇都宮市中央１丁目１番15号　宇都宮市総合福祉センター２階 宇都宮市障がい者福祉センター　℡　028-639-1050
４	職　　務	障がい者対象の講座事業および地域活動支援センター事業の実施 障がい者の方の日常生活の介助・支援（食事やトイレ、外出等）
５	賃　　金	日額８，９００円
６	手　　当	通勤手当（実費支給　上限１８，０００円／月）
７	給与支給日	月末締め翌月15日に銀行振り込みにより支給
８	雇用期間	令和８年４月１日～令和９年３月３１日 ※雇用契約の更新については、更新する場合があり得る
９	勤務時間等	（１）勤務日　月曜日から金曜日（週５日間） （２）勤務時間　午前８時３０分～午後５時１５分まで （３）休日　土・日曜日、国民の祝日 年末年始（１２月２９日～１月３日） （４）休暇（有給） ・年次休暇　雇用期間により、年１０日以内（初年度） ・夏季休暇２日 （５）福利厚生　社会保険（健康保険・厚生年金)、労働保険 （労災保険・雇用保険）加入
１０	そ の 他	自家用車通勤可　駐車場なし 雇い止め６５歳

宇都宮市障がい者福祉センター
宇都宮市中央１丁目１番１５号
総合福祉センター２階
℡０２８－６３９－１０５０
担当　鈴木